

様式1 (行政手続法適用：個票番号3001)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	小学校等への就学義務の猶予又は免除	
根 拠 法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)	
根 拠 条 項	第18条	
根 拠 条 文	<p>前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第34条の規定による。</p> <p>第三十四条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第十八条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 ( )
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	日 (機関名： )
所 管 部 署	教育委員会管理課学校教育係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号3002)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月5日作成

処 分 名	指定就学校の変更の承認	
根 拠 法 令 名	学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号)	
根 拠 条 項	第8条	
根 拠 条 文	<p>市町村の教育委員会は、第五条第二項(第六条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>認可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① いじめへの対応</li> <li>② 通学の利便性</li> <li>③ 病気などの身体的理由</li> <li>④ 年度又は学期途中での転居</li> <li>⑤ 既に就学校の変更をしている兄弟がいる場合</li> <li>⑥ その他、教育的配慮を必要と認める場合</li> </ul>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日 ( )
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	日 (機関名： )
所 管 部 署	教育委員会管理課学校教育係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号3003)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月 5日作成

処 分 名	区域外就学等の承認	
根 拠 法 令 名	学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号)	
根 拠 条 項	第9条	
根 拠 条 文	<p>児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	20日 ( )
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	15日 (機関名：児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会)
	処 分 機 関	5日 (機関名： )
所 管 部 署	教育委員会管理課学校教育係	
備 考		